

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和 5 年 1 月 24 日付け諮問第 51 号で諮問のあった個人情報保護制度の運営に関する意見について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申の趣旨

諮問のあった加古川市議会の個人情報保護制度における対応については、検討を行った結果、以下の理由により適当である。

2 本諮問の目的

加古川市が保有する個人情報については、現在、加古川市個人情報保護条例に基づき取り扱っているが、令和 5 年度からは国、民間事業者及び全ての地方公共団体等が、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、個人情報を取り扱うこととなった。

しかしながら、議会の個人情報の取扱いは、法の適用除外となっており、議会独自の個人情報保護条例（以下「議会条例」という。）の制定を進める必要があることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定により本審査会へ諮問されたものである。

3 予定されている加古川市議会の個人情報保護制度の内容

（1）基本的な考え方

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

全国共通の個人情報に関するルールを定めるという法の趣旨を尊重し、法の内容に沿ったものとする。また、市民にとってわかりやすい制度とするため、議会以外の市の機関に適用される加古川市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」

という。)の内容に沿ったものとする。

また、議会条例は地方公共団体の機関としての議会に関し、その個人情報の取扱い等を定めるものであるため、事務局の職員が作成、取得した個人情報を対象とし、議員が作成、取得した個人情報は対象としない。

(2) 主な規定内容

ア 総則

定義については、原則法と同じ規定を置く。

「仮名加工情報」「匿名加工情報」については、議会の保有個人情報を加工して作成し、流通させることは想定していないが、受領する可能性があるため、定義等の規定を設ける。

「特定個人情報」、「保有特定個人情報」については、法においては行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定によることとなっているが、議会は法の適用外となっているため、その取扱い等についての規定を設ける。

イ 個人情報等の取扱い

保有個人情報の漏えい防止等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要性、従事者の義務、利用及び提供の制限等の個人情報等の取扱いについては、原則法と同じ規定を置く。

ウ 個人情報ファイル等

法と同じ規定を置く。

エ 開示、停止及び利用停止

請求権者、不開示情報の範囲、審査請求については、原則法と同じ規定を置く。

決定期限は施行条例との整合性を図り、開示請求があった日から 15 日以内、延長は 30 日以内とする。議長及び副議長が共に欠けている期間は、開示請求等の決定期限の期間に含めない。

オ その他

個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的知見が必要な場合においては、施行条例との整合を図り、本審査会に諮問できることとする。

カ 罰則

原則法と同じ規定を置く。法では 10 万円以下の過料を規定しているところでは、地方自治法第 14 条第 3 項の規定により、条例では上限が 5 万円とされているため 5 万円とする。

4 審議内容

(1) 基本的な考え方

地方公共団体の機関のうち、議会については、一部の規定を除き法の適用除外とされている。しかしながら、法において議会を含む地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を課されていることから、独自の個人情報制度を設けるとしており、法が直接適用される議会以外の市の機関と個人情報の取扱いや手続きに関して差異が生じることを避けるため、法及び施行条例の内容に沿ったものとすることは妥当である。

また、議会条例は、地方公共団体の機関として、その個人情報の取扱いについて規定するものであるため、条例の対象となる個人情報は事務局の職員が作成、取得した個人情報に限定され、議員個人が作成、取得した情報は含まれない。もっとも、議員個人が作成、取得した情報であっても、それを事務局の職員が取得し、組織的に利用、保有する場合には条例の対象となるところ、議会における個人情報の保有は、議会の権限に属する事務を遂行するために必要な場合に限定されることから、事務局の職員が議員個人の作成・取得した個人情報を保有するに当たっては、その必要性を慎重に検討することが求められる。

(2) 主な規定内容

ア 総則

定義については、原則法と同じ規定を置くこと、「仮名加工情報」「匿名加工情報」については、受領する可能性があるため、定義を設けること、「特定個人情報」「保有特定個人情報」については、議会は法の適用外となっているため、議会条例に規定することは妥当である。

イ 個人情報等の取扱い

保有個人情報の漏えい防止等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要性、従事者の義務、利用及び提供の制限等の個人情報等の取扱いについては、法と同じ規定を置くことは妥当である。

ウ 個人情報ファイル等

法と同じ規定を置くことは妥当である。

エ 開示、停止及び利用停止

請求権者、不開示情報の範囲、審査請求については、原則法と同じ規定を置くこと、決定期限は施行条例にあわせ、開示請求があった日から 15 日以内、延長は 30 日以内とすることは妥当である。

また、議長及び副議長が共に欠けている期間は、開示請求等の決定期限の期

間に含まないとすることは、双方欠けた場合に処分をするべき行政庁が不存在となることから妥当である。

オ その他

個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的知見が必要な場合においては、施行条例との整合を図り、本審査会に諮問できることと規定することは妥当である。

カ 罰則

原則法と同じ規定を置くこと、法で 10 万円以下の過料を規定しているところは、条例では上限が 5 万円とされているため 5 万円以下とすることは妥当である。

以 上